



県 章

滋賀県公報

平成 23 年 (2011 年)
1 2 月 1 4 日
第 3 4 8 2 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

規 則	
滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)	1
ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)	1
告 示	
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害者自立支援課)	2
障害者自立支援法による指定障害者支援施設の廃止の届出 (障害者自立支援課)	2
障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (障害者自立支援課)	2
滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱の一部改正 (新産業振興課)	2
公 告	
特定非営利活動法人定款変更認証申請公告 (県民活動生活課)	3
平成24年滋賀県歯科技工士国家試験実施公告 (医務薬務課)	3
正 誤	
平成23年12月 2 日付け第3477号滋賀県告示第513号中	5

規 則

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第45号

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則 (昭和50年滋賀県規則第44号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第 4 条第 4 号を次のように改める。

- (4) 独立行政法人森林総合研究所

第 4 条第15号を次のように改める。

- (15) びわ湖造林公社

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第46号

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則 (昭和60年滋賀県規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第531号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。
平成23年12月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
やまなみ工房	甲賀市甲南町葛木872	社会福祉法人やまなみ会	甲賀市甲南町葛木872	生活介護 就労継続支援B型	平成24.1.1	2511400067

滋賀県告示第532号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害者支援施設として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成23年12月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	事業所番号	廃止年月日
やまなみ工房	甲賀市甲南町葛木872	社会福祉法人やまなみ会	甲賀市甲南町葛木872	2511400067	平成23.12.31

滋賀県告示第533号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害者支援施設として指定した施設のうち、次の施設から指定の辞退があった。

平成23年12月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

施設の名称	施設の所在地	名称	主たる事務所の所在地	辞退年月日	事業所番号
やまなみ工房	甲賀市甲南町葛木872	社会福祉法人やまなみ工房	甲賀市甲南町葛木872	平成23.12.31	2511400067

滋賀県告示第534号

滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱(昭和61年滋賀県告示第173号)の一部を次のように改正する。
平成23年12月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

別表第1項第1号の表電気・磁気環境機器の部中

放射電磁界測定システム	3,510	を に改め、同表材料	
放射電磁界測定システム	3,510		
E M I 測定用 1 G H z 超拡張システム	4,790 1時間増すごとに 550		
試験機器の部中	万能材料試験機(50kN)用恒温槽	400	を

「	万 能 材 料 試 験 機 (5 0 k N) 用 恒 温 槽	400	に改め、同表環境
	低 荷 重 物 性 試 験 機	1,000	

機器の部中

「	サ ン シ ャ イ ン ウ ェ ー ザ ー メ ー タ	1,050	を
	1 時 間 増 す ご と に	840	

「	サ ン シ ャ イ ン ウ ェ ー ザ ー メ ー タ	1,050	に改め、別表第 1
	1 時 間 増 す ご と に	840	
	キ セ ノ ン ウ ェ ー ザ ー メ ー タ	1,050	
	1 時 間 増 す ご と に	850	

項第 2 号の表試験・測定機器の部中

「	カ ラ - プ リ ン タ	730	を
---	---------------	-----	---

「	カ ラ - プ リ ン タ	730	に改める。
	大 判 プ リ ン タ	2,610	

付 則

この告示は、平成24年 1 月 1 日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第 3 項の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年12月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 申請のあった年月日 平成23年12月 2 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ピリカ
 特定非営利活動法人の代表者の氏名 宮永進矢
 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 大津市和邇今宿154番地の 2
 特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、古来から伝わる衣食住を自給する生活の知恵に対して、体験型ものづくり講座を開催し運営する事業を行い、知識の共有を図り地域社会の学術文化の振興および環境保全に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目 1 - 1
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成23年12月 2 日から平成24年 2 月 2 日までの縦覧場所における執務時間内

平成24年滋賀県歯科技工士国家試験実施公告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第 1 号）附則第 2 条の規定に基づき、平成24年滋賀県歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成23年12月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 試験期日
 学説試験 平成24年 3 月 4 日(日)午前10時から
 実地試験 平成24年 2 月23日(木)午前10時から
- 2 試験場所

学説試験 滋賀県庁新館 7 階大会議室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

実地試験 滋賀県歯科技工士専門学校 草津市笠山七丁目 4 番 43 号

3 受験資格

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者 (平成24年3月末日までに卒業見込みの者を含む。)
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者 (平成24年3月末日までに卒業見込みの者を含む。)
- (3) 歯科医師国家試験または歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校もしくは歯科技工士養成所を卒業し、または外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)または(3)に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると認められたもの

4 試験科目

- (1) 学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎^{がく}口腔^{くう}機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学および関係法規
- (2) 実地試験 歯科技工実技

5 試験方法 学説試験は、択一式による筆記試験とする。

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 (県所定のもの)

イ 受験資格を有することを証する書類

3 (1) または (2) に該当する者にあつては卒業証明書、3 (3) に該当する者にあつては歯科医師国家試験または歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類、3 (4) に該当する者にあつては外国の歯科技工士学校もしくは歯科技工士養成所を卒業し、または外国で歯科技工士の免許を受けた者であることを証する書類

なお、平成24年3月末日までに卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書を提出すること。この場合においては、合格発表の日の前日までに卒業証明書を提出すること。

ウ 写真台紙および受験票用はがき (県所定のもの)

写真は、手札形台紙付き (縦 6 cm × 横 4 cm) とし、出願前 6 か月以内に脱帽かつ正面で撮影したもので、その裏面に (シギ) の記号、撮影年月日および氏名を記載してはること。

受験票用はがきの表に、本人の住所を記載しておくこと。

(2) 受験手数料 36,000円 滋賀県収入証紙を受験願書に貼ること。

(3) 受験願書の提出期間および提出先

ア 提出期間 平成24年1月19日(木)から平成24年1月25日(水)までの午前9時から午後5時までの執務時間内とする。

郵送の場合は、簡易書留によることとし、平成24年1月25日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 提出先 滋賀県健康福祉部医務薬務課 〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

7 受験票の送付 受験票は、受験願書を受理した後、受験日の前日までに本人宛て送付する。

8 合格発表 平成24年3月29日(木)午前10時に県庁前掲示板および滋賀県ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には合格証書を交付する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 試験結果の開示 滋賀県個人情報保護条例 (平成 7 年滋賀県条例第 8 号) 第 25 条第 1 項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

(1) 期間 平成24年3月29日(木)から平成24年4月30日(月)まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(2) 時間 午前9時から午後5時まで

(3) 場所 滋賀県健康福祉部医務薬務課 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁新館 3 階

(4) 持参するもの 滋賀県歯科技工士国家試験受験票

(5) 開示する内容 科目別得点および総合得点

(6) その他 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

10 その他 この試験に関する問い合わせは、滋賀県健康福祉部医務薬務課 (電話 077 - 528 - 3632) にすること。

平成23年12月2日付け第3477号滋賀県告示第513号中

ページ	行	誤	正
3	19	草津市南草津三丁目12番 6	草津市南草津三丁目12番地 6
	21	草津市南草津三丁目12番 6	草津市南草津三丁目12番地 6

